

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 ア ク ア

住所 〒635-0043 奈良県大和高田市出81番地3

代表者氏名 代表取締役 内 本 隆

電話番号 TEL 0745-22-9409 FAX 0745-22-9419

FAX番号

メールアドレス aquasystem@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 奈良県大和高田市出81番地3
住 所 有限会社 ア ク ア
代表者氏名 代表取締役 内 本 隆



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社 ア ク ア		
住 所	奈良県大和高田市出81番地3		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 内 本 隆		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 奥村啓二	代表取締役 内本隆	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

奈良県大和高田市出81番地3
氏名又は名称 株式会社 ア ク ア
住 所
代表者氏名 代表取締役 内 本 隆



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ア ク ア		
住 所	奈良県大和高田市出81番地3		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 内 本 隆		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者及び事業所の 住所	奈良県大和高田市東中83番地の4	奈良県大和高田市出81番地3	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良県大和高田市出81番地3
有限会社 ア ク ア
代表取締役 内 本 隆



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市出 8 1 番地 3
有限会社アクア

会社法人等番号	1500-02-010363	
商号	有限会社アクア	
本店	奈良県大和高田市東中 8 3 番地の 4	
	奈良県大和高田市出 8 1 番地 3	平成 30 年 10 月 23 日移転 平成 30 年 10 月 26 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 9 日登記	
会社成立の年月日	平成 10 年 1 月 22 日	
目的	1、建築及び建設資材・衛生設備機器の販売・リース 2、土木建築工事の設計・施工・請負 3、管工事業 4、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 5、しゅんせつ工事業 6、廃水処理プラントの販売・設計・施工 7、前各号に付帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	60 株	
	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 9 日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60 株	
	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 9 日登記	
資本金の額	金 300 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

奈良県大和高田市出 8 1 番地 3
有限会社アクア

		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 9 日登記
役員に関する事項	奈良県大和高田市東中 8 3 番地の 4 取締役 内 本 隆	平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日就任 ----- 平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日登記
登記記録に関する 事項	平成 1 5 年 1 1 月 1 日奈良県山辺郡都祁村大字蘭生 2 0 1 4 番地の 3 から本店 移転	平成 1 5 年 1 1 月 7 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2 年 5 月 2 7 日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



有限会社 ア ク ア 定款

平成10年1月17日作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日会社設立

この定款は原本に相違ありません。

令和2年5月27日

有限会社 ア ク ア
代表取締役 内 本 隆



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社 アクア と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 衛生設備機器、トイレの販売施工及びリース
2. 仮設トイレの設置及び尿尿、生ゴミの回収。
3. 仮設トイレから回収される尿尿及び生ゴミの焼却
4. 浄化槽の販売及び浄化槽設置工事
5. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県大和郡山市九条町 2 4 7 番地の 1 に置く

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 3 0 0 万円とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 6 0 口に分ち、出資 1 口の金額は金 5 7 とする。

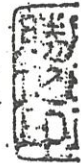
(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第 6 条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

奈良県大和郡山市九条町247番地の1プレステ老番館905号
60口 内本 隆



第3章 社員総会



(社員総会)

第7条 当社は、毎年2月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。



(招集)

第8条 当社は、社長たる取締役が招集するものとする。

(2) 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当社には、2名以内の取締役を置く。

(資格)

第14条 当社の取締役は、当社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)
2名の取締役を置くときは

第15条 当社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

(2) 代表取締役は社長とする。

(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第17条 当社の営業年度は、毎年1月1日から^{同年}2月31日までの年とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりにする。

取締役 内本 隆 奥村 啓二

代表取締役 内本 隆

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成10年12月31日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以上 有限会社 アクア を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成10年1月17日

社員 内本 隆



第15条 12字加入
第17条 2字加入

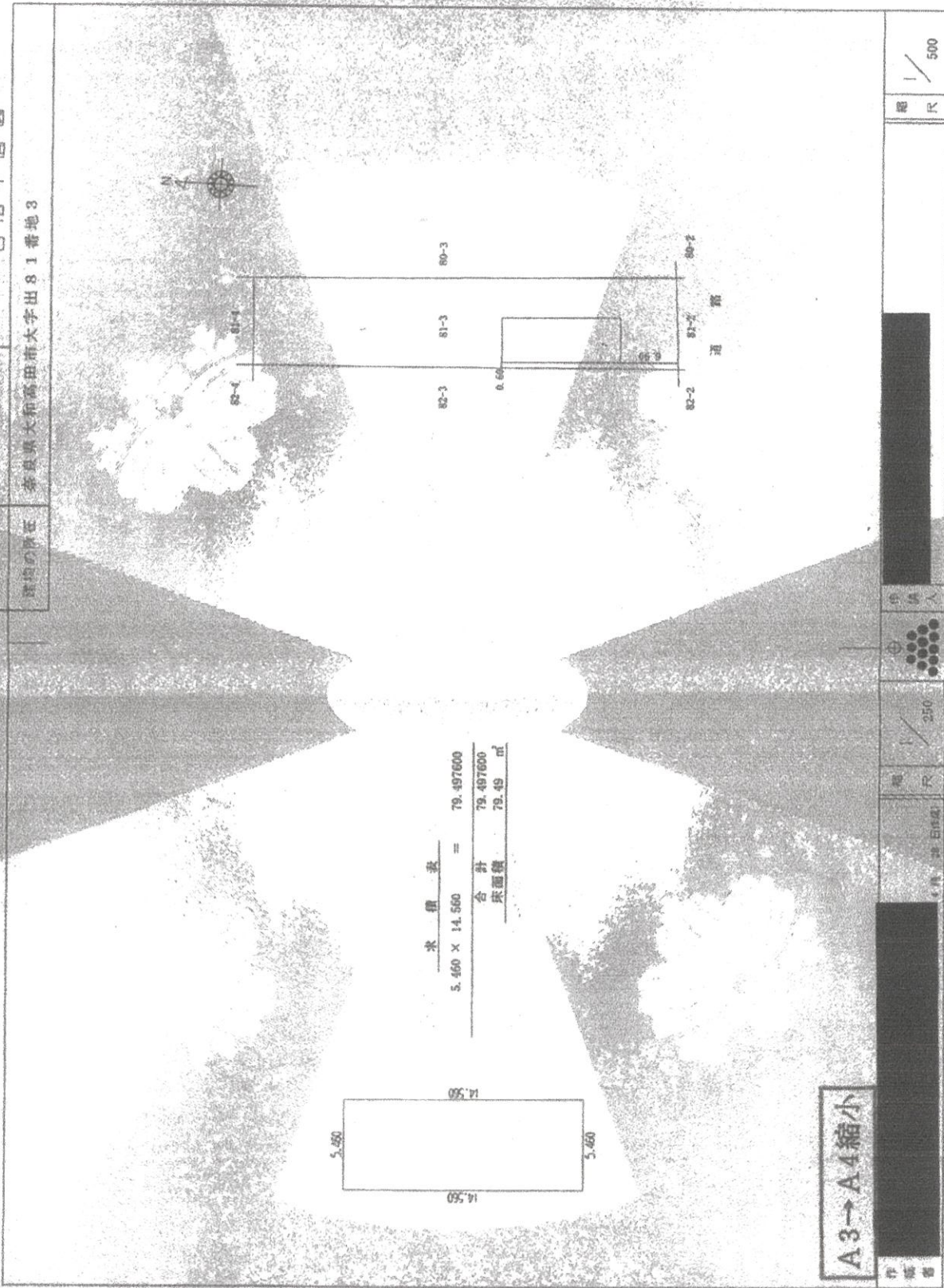


建物図面

各階平面図

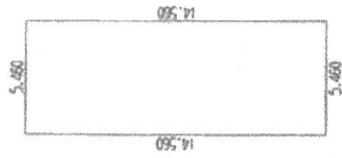
家屋番号 81番3

所在地 奈良県大和郡田原大字出81番地3



求積表

5.40 × 14.50	=	79.497000
合計		79.497000
床面積		79.49 m ²



申請者	代理人	縮尺	1/500
申請種別	建築士	縮尺	250
申請内容	建築士	縮尺	250

これは図面に記録されている内容を証明し、改訂してはならない。
 28年6月16日 奈良地方建設局建築課

1/2 (枚目)

Lined writing area for notes.

